

特定歴史公文書等の種別	写しの交付の方法	手数料の額
一 文書又は図画(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 用紙に複写したもの	用紙1枚につき40円(日本工業規格B列4番(以下「B4判」という。)&及び日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。))についても同じ。)
	ロ 撮影したマイクロフィルムのネガ	1コマの撮影につき60円
	ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録	当該文書又は図画1枚につき70円
	ニ ハのスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写したもの	CD-R(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)1枚につき300円、DVD-R等(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)1枚につき500円に、当該文書又は図画1枚ごとに70円を加えた額
二 電磁的記録(法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。)	イ 用紙に出力したもの	用紙1枚につき30円(B4判及びA3判、カラーで出力したものについても同じ。)
	ロ 電磁的記録として複写したもの	無料
	ハ ロによる電磁的記録として複写したものを光ディスク等に複写したもの	CD-R(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)1枚につき300円、DVD-R等(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)1枚につき500円